6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KENZAKA Shigenori Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Osaka National Government Building No. 1

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 28 August 2023

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 1 November 2023 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 1 November 2023 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 1 November 2023)

⑹　Contact point for tender documentation : MIYAKE Akinori the first subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―1―41, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和５年７月28日

支出負担行為担当官

中国地方整備局副局長　牧野　浩志

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　広島港出島地区岸壁（－12m）築造工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　広島県広島市南区出島３丁目地先

⑷　工事内容　基礎工　１式
本体工（ケーソン式）　１式
ＩＣＴ基礎工　１式
なお、詳細は入札説明書を参照すること。

⑸　工期　契約締結日から令和６年８月９日までとする。

⑹　本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）及び技術提案書等の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑻　本工事は、入札時に「本体工（吊上げ～蓋コンクリート打設）における施工の効率化に向けた工夫に関する技術提案」及び「基礎工（基礎捨石投入・本均し・荒均し）における施工の効率化に向けた工夫に関する技術提案」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式「技術提案評価型Ｓ型」の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるか否かを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑾　本工事の入札において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（適用される積算基準に準じた端数処理を行う。以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で持って応札が行われた場合は、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

⑿　本工事は、当局が設定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が当局が定めた基準を満たさないもの等に対して特別重点調査を実施する工事である。（入札説明書参照）

⒀　本工事は、申請書、確認資料及び技術提案書等を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

⒁　本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、専任補助者という。）を配置することで、現場経験の少ない若手技術者の育成を図る「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、専任補助者の配置については、申請書の提出者が選択できるものとする。

⒂　本工事は、公告時に発注者が想定している概略工程表を開示する試行工事である。なお、本試行の効果の検証に関するアンケート調査に協力するものとする。

⒃　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を活用することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

⒄　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型（工期指定）」の試行工事である。

⒅　本工事は、「若手技術者を配置」、「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について、成績評定で評価する工事である。

⒆　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⒇　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事（発注者指定型）である。

(21)　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、中国地方整備局のホームページにより公表する。

(22)　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

(23)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(24)　本工事は、特記仕様書の参考資料として、工程に関する施工条件や関係機関との調整等の懸案事項となる案件に関する対応等を一覧できる「チェックリスト」の明示を行う試行工事である。

(25)　本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という）の普及促進を図るＣＣＵＳ活用モデル工事である。

(26)　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。

(27)　本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業）及び下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、下請契約を締結する受注者に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。

(28)　ＩＣＴ施工の推進に向けた出来形計測に係るデータ収集を行う試行工事である。

(29)　本工事は、以下の通り、復興歩掛・復興係数を適用している。

１）復興歩掛について

【対象歩掛】土工に関する歩掛

【補正内容】作業日当たり標準日当たり作業量を10％低下する補正

補正後の作業日当たり作業量＝作業日あたり標準日当たり作業量×0.9